

宮田村議会 議会改革の取り組み

1. 議会基本条例を作らない取り組みについて

宮田村議会では、議会改革を進める中で議会基本条例の制定について平成 24 年から検討を行いました。その中で、「村づくりは議会だけで進めるものではなく、住民、行政、そして議会が一体となって、また、それぞれが活躍する中で進めるものである」「議会だけで基本条例をつくって満足しては意味がない」との見解より、平成 26 年、議会からの投げかけによって、むらづくり基本条例の検討が始まりました。宮田村の（自治）基本条例の特徴的な部分として、

- ・村民、行政、議会の三者でむらづくりの基本となる条例をつくろうと、議会から行政側へ働きかけた。
- ・行政と議会で合同の事務局を立ち上げ、アドバイザーの協力も得ながら、策定委員会を発足した。
- ・村民、行政、議会、それぞれの部会を立ち上げ、三者で協議をしながらまとめた。

があげられます。多くの会議（住民部会 16 回、行政部会 12 回、議会部会 22 回、策定委員会 11 回、+事務局会議多数）を経て平成 28 年 1 月、宮田村むらづくり基本条例が施行されました。

議会では、その検討過程において、既存条例、規則、要項などを、必要・不必要、また、申し合わせによって解釈されていた部分など、地方自治法など上位法令に照らし合わせ、見直し整理しました。そして複雑になりがちな規則、要項をむらづくり基本条例からそれぞれへつなげるように体系化を図りました。

まだ試行錯誤の部分もありますが、スッキリとした議会関係の例規（条例、規則、要綱）を目指しています。

2. 議員定数と選挙について

昭和 40 年 12 月、2 度の廃案を経て、また会期の延長も行き、大久保地区から 229 名の住民連盟の削減反対の陳情書が提出されましたが、定数を 22 から 16 にする条例改正案が可決されました。

「過去の選挙の際のいわゆる“たらい回し”な地区推薦の旧弊を打破し、少数精鋭主義で『戦い合って公平な選挙で出るべきだ』とする意見が村中に広がっていた」（みやだ漫筆 鷲見一雄著より）

平成 15 年、自立を選択し厳しい村財政を予測した村議会は、議員定数問題に着手し、区長会に意見を求めました。「行政改革を推進する中で、村としては現在の議員定数 16 人を 10 人に改め、少数精鋭にして財政の健全化を図りながら、村の発展に尽くすべきであると思われる。」との回答。その後議会内での数か月に及ぶ討議の結果、改選から定数を 12 人とした。

平成 16 年 3 月改選 定数 12 に対して 14 人が立候補（新人 5 人が立候補し、5 名が当選）

平成 18 年区長会より定数 10 の提言「以前の区長会から 10 の提言があったのに、なぜ 12 のままか？」と。

平成 19 年区長会との懇談で議員定数について「議員の仕事内容は議員が一番わかっている。宮田村の適正人数は議員が検討して決めるべき」との意見が多数。

平成 19 年 9 月 議員発議で定数を 10 人にする条例改正案が提出されたが、賛成者 4 名で否決。

平成 20 年 3 月改選 定数 12 に対して 13 人が立候補（新人 4 名が立候補し、3 名が当選）

平成 24 年 3 月改選 定数 12 に対して 12 人が立候補で無投票（新人 1 名）

平成 26 年～27 年にかけて、議員定数について全員協議会で意見交換を行ったが、定数削減主張は 2 名のみ。

平成 28 年 3 月改選 定数 12 に対して 13 人が立候補（新人 5 名が立候補し、5 名当選）

3. 議員報酬について

平成の大合併時に自立を選択し、厳しい村財政を予測した村議会は、報酬の自主的カットを行った。

平成 15 年より、議員報酬の 5%カット

平成 26 年より、議員報酬のカットは 2%

平成 28 年より、議員報酬のカットはなし

議長	277,000 円
副議長、委員長、座長	214,000 円
議員	192,000 円

4. 議会改革に関する検討組織

平成 21 年 2 月～22 年 3 月	議会活性化研究会①	主な改善点：予算決算を連合審査会によって全議員で審査
平成 22 年 4 月～24 年 3 月	議会活性化研究会②	主な改善点：一般質問の通告日の変更、議会報の独立化
平成 24 年 7 月～26 年 4 月	議会改革推進委員会	主な研究：議会基本条例、住民懇談会
平成 26 年 4 月～27 年 12 月	自治基本条例制定委員会と議会部会	主な研究：自治基本条例と各種例規
平成 28 年 4 月～30 年 3 月	議会専門研修	主な研究：各種例規と議会運営、議員倫理、定数・報酬
平成 30 年 6 月～予定	議会機能強化特別委員会	主な活動：基本条例に書かれた議会・議員の責務の確認等

5. 一般質問について

- 平成 16 年 再質問の回数を 2 回から 3 回に変更。（再質問は自席にて）
- 平成 19 年 質問者席を用意し、対面式で行う。
- 平成 21 年 3 月定例議会より、一問一答式導入（一括質問との選択制）、制限時間 50 分とした。
- 平成 24 年 3 月定例議会より、一般質問の通告日を開会の翌日とした。（予算議会である 3 月議会のみ）
- 平成 24 年 12 月定例議会より、議員間の重複質問について、議会運営委員会で調整を始める。
- 平成 27 年 6 月定例議会より、議場へタイマーを設置。
- ※検討課題：制限時間（現状、質問と答弁の合計で 50 分）

6. 議会だよりについて

以前は、3 か月毎の村公報内で 1～2 ページに掲載していたが、議会からの情報発信を強化するために、議会だよりの改革に取り組む。

平成 23 年 5 月号より独立発行。目立つようにとタブロイド版。

平成 27 年 5 月号より手に取り易さ、保存のし易さで考慮し、A4 版に紙面を変更。

発行は、H23.04～議会だより編集委員会 H24.09～情報発信特別委員会 H28.04～広報広聴会議

※議会だよりの発行事務について、地方自治法などを読み解く中で、特別委員会や常任委員会は相応しくないと考え、宮田村議会では“会議”とした。（宮田村議会広報広聴条例で広報広聴会議を定義付け済み）

7. 住民との懇談会について

- ① 各種団体（区長会や商工会役員など）

年	月	相手	人数	対象議員	懇親会	備考
24	6	宮田村サービス事業所連絡会	12	総務厚生委	あり	
	10	区長会	11	全議員	あり	
	11	商工会役員	11	全議員	あり	
25	2	小学校 PTA 役員	13	全議員	あり	
	6	宮田村サービス事業所連絡会	19	全議員	あり	
	9	区長会	11	全議員	あり	
	11	おやじ道場	9	全議員	あり	
26	7	区長会	11	全議員	あり	
	10	農業委員会	12	全議員	あり	
27	1	商工会役員	10	正副+産業文教委	なし	
	7	区長会	11	全議員	あり	
28	1	商工会役員	11	正副+産業文教委	あり	
	6	区長会	10	全議員	あり	
	7	宮田村サービス事業所連絡会	17	全議員	あり	
	9	宮田村消防団幹部	7	全議員	あり	
29	6	区長会	10	全議員	あり	

	8	宮田村サービス事業所連絡会	17	全議員	あり	
	11	民生児童委員	19	全議員	なし	

② むらづくり懇談会（一般住民を対象とした会）

年	月	内容	人数	対象議員	懇親会	備考
27	2	むらづくり基本条例、WS	12	全議員	なし	

③ 宮田村の自然と環境を考える勉強会

年	月	内容	人数	対象議員	懇親会	備考
30	3	巨大産廃、住民が止めた！	190	全議員	なし	

8. 予算決算の審査方法

平成21年9月定例会より、決算審査を全議員参加の連合審査会で行う。以後、予算も連合審査会にて。平成27年8月、全議員が所属する決算委員会（常任委員会）と予算委員会（常任委員会）を設置。平成27年9月、決算委員会にて決算審査。合わせて決算委員会特別評価を行う。

9. 決算委員会特別評価

行政が行う評価とは別に、議会としてより専門的な調査研究に基づく評価を狙い、決算委員会で評価を行う。行政を評価するのは、総務厚生部会（総務厚生常任委員会）と産業文教部会（産業文教常任委員会）、議会を評価するのは議会評価部会（議会運営委員会）で、それぞれ数事業について評価する。（※行政評価は、新規事業または予算審査で議論となった事業などをピックアップし評価する）

決算委員会を常任委員会としたことで、決算議会である9月定例会の前（H28は6月）から準備・検討を始めることができ、決算審査に反映させることができるようになった。

10. 議会提出条例案等

平成26年3月17日 宮田村みやだワインで乾杯条例

議会3月定例会最終日に全会一致で可決し即日施行。この条例は、議員提案条例として議論してきたもので、「中央アルプス駒ヶ岳が育んだ水と大地で育ったぶどうから造られる、みやだワインが、宮田村の特産品であることに鑑み、ワインによる乾杯の習慣を広めることにより、ワインの普及の促進を図ること」が目的である。

11. その他

平成22年、正副議長選について所信表明と質疑を行えるようにした。（本会議を暫時休憩とし、議会全員協議会に切り替えて行う）

平成22年、議員宛ての通知などの文書について、議員控室にレターケースを置き、それぞれチェックし持ち帰るようにした。（郵送料削減のため）

平成28年1月より全会議を公開とし、議事録、視察報告も公開（議会事務局などで閲覧できる他、ホームページ上でも閲覧可能）とした。

平成28年4月より、宮田村議会危機管理条例を施行し、有事の際の活動の指針とした。

○近年設置した特別委員会

・平成23年2月～8月「宮田観光開発（株）あり方検討特別委員会」（三セク企業）

・平成28年4月～ 「環境問題特別委員会」（放射性物質を含む最終処分場問題とバイパス問題が主なテーマ）

12. 今後の取り組み

平成30年4月の議会構成替えより、宮田村議会としての基本方針を立て、全議員で共有した。

【住み良い宮田村の実現、村民の皆さまからの信頼を高める、むらづくり基本条例に則り議会機能の強化】
また、委員会等毎にも2年間の基本方針やスケジュールを作成し、議会運営委員会や全員協議会でチェック。